

Q&A

No.	区分	Q	A
1	職員の住宅確保経費	港区外に住宅を確保した場合も補助対象になりますか。	はい、補助対象となります。 補助額は住宅の所在地に応じた上限額の範囲内で算定します。 1戸当たり、 「①実際の月額家賃」と「②上限額」を比較し、少ない方の額に8分の7を乗じた額が補助額です。 ・ 上限額 港区外：月額82,000円 区内：月額112,000円 ※補助対象戸数は、別表2に定める定員数に応じた補助上限戸数までです。 【算定例（東京都の補助対象外の場合）】 ・ 港区外（家賃90,000円） 82,000円 × 7/8 = 71,750円/月（年額861,000円） ・ 区内（家賃120,000円） 112,000円 × 7/8 = 98,000円/月（年額1,176,000円）
2	職員の住宅確保経費	職員個人が契約している住宅に対して、法人が家賃補助を行っている場合も対象になりますか。	いいえ、対象となりません。 補助対象となるのは、法人が住宅を確保（賃貸借契約の当事者）している場合に限られます。 職員個人契約の住宅に対する家賃補助や住宅手当は、本補助金の対象外です。
3	職員の住宅確保経費	東京都の「介護職員宿舎借り上げ支援事業」を利用している場合でも、本補助金を申請できますか。	はい、申請可能です。 ただし、 <b>本補助金では東京都の宿舎借り上げ支援事業を優先して活用していただく取扱</b> となります。申請できるのは次の場合です。  ①東京都補助後に自己負担分（差額）が生じた場合 東京都補助後の差額について、区の補助上限額の範囲内で補助します。 【前提条件（例）】 ・ 住宅所在地：区内 ・ 月額家賃：120,000円 ・ 東京都補助助成基準額：月額82,000円 ・ 区補助の上限額（区内）：112,000円 【算定の考え方】 1 港区補助の算定基礎 120,000円 と 112,000円 → 112,000円 112,000円 × 7/8 = 98,000円 2 東京都補助との差額 98,000円 - (82,000円 × 7/8) = 26,250円 ☞ 港区補助額（月額）：26,250円  ②東京都補助の助成対象戸数を超えて入居職員がいる場合 東京都補助の対象外となる職員分について、区の補助上限戸数まで申請できます。 【前提条件（例）】 ・ 利用定員数：40人 ・ 入居職員数：7人 ・ 東京都補助助成対象戸数：4戸 ・ 区補助限度戸数：4戸 ☞ 港区補助対象戸数：3戸（7戸 - 東京都補助対象4戸 = 3戸）
4	職員の住宅確保経費	職員の住宅確保経費の申請要件として、「港区から福祉避難所の指定を受けていること、または港区と福祉避難所として協定、もしくは災害時協定を締結していること」とあります。申請にあたり、新たに港区と災害時協定を締結する必要があるのでしょうか。また、ここでの災害時協定とは、どのような内容の協定を指しますか。	すでに港区と災害時協定を締結している場合は、新たに締結する必要はありません。 一方、災害時協定や福祉避難所に関する指定・協定をいずれも締結していない場合は、申請にあたり災害時協定の締結が必要となります。 なお、港区から福祉避難所の指定を受けている場合や、福祉避難所としての協定を締結している場合も、新たな協定の締結は不要です。 ここでいう「災害時協定」とは、 <b>災害時における利用者の安否確認への協力や、港区からの要請に基づく居宅・避難先・福祉避難所等での介護サービス提供への協力</b> などを定めた協定を指します。
5	職員の住宅確保経費	家賃以外で、敷金礼金は助成の対象になりますか。	対象となるもの：○賃料、○共益費（管理費）、○礼金または更新料※ ※助成月数で除して、月々の助成対象経費に上乗せします。  対象とならないもの：×敷金、×仲介手数料、×鍵交換費用、×火災保険料、×駐車・駐輪代、×更新事務手数料、×賃料等に係る振込手数料 等

6	職員 の住宅 確保に 係る 手続き 代行 経費	「職員の住宅確保に係る手続き代行経費」とは、どのような内容が対象になりますか。	住宅確保に伴い、行政書士に依頼して行う書類作成等の手続き代行業務が対象となります。 具体的には、住宅確保に関する申請書類や関係書類の作成業務などが該当します。
7	職員 の住宅 確保に 係る 手続き 代行 経費	東京都の介護職員宿舎借り上げ支援事業に関する書類作成を行政書士に依頼した場合も、補助対象になりますか。	はい、補助対象となります。 東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業に係る提出書類の作成についても、補助対象に含まれます。 補助額は、区の補助分・都の補助分それぞれについて、次の①と②を比較し、いずれか少ない方の額となります。 ① 補助を受ける事業所数に30万円を乗じた額 ② 行政書士に報酬として実際に支払った手続き代行経費の額  なお、同一の経費について重複して補助を受けることはできませんが、区分（都分・区分）ごとに要件を満たす場合は、それぞれの制度に基づき補助対象となります。
8	職員 の住宅 確保に 係る 手続き 代行 経費	不動産仲介業者に支払う仲介手数料は、手続き代行経費として補助対象になりますか。	いいえ、補助対象になりません。 不動産仲介業者に支払う仲介手数料は、住宅確保に伴う手続き代行経費には該当しないため、本補助金の対象外となります。
9	職員 の住宅 確保に 係る 手続き 代行 経費	職員の住宅確保経費および住宅確保に係る手続き代行経費を申請する予定ですが、それぞれどのような書類の提出が必要になりますか。	申請内容に応じて、主に次の書類をご提出いただきます。 ① 職員の住宅確保経費 法人名義で締結した賃貸借契約書の写し 家賃の支払実績が確認できる書類（領収書、振込明細等） 対象住宅に入居している職員が確認できる書類 その他、区が必要と認める書類  ② 住宅確保に係る手続き代行経費 行政書士との委託契約書の写し 行政書士に支払った報酬額が確認できる領収書等 手続き代行の内容が分かる書類 その他、区が必要と認める書類  ※詳細な提出書類や様式については、申請時にご案内します。
10	食事 提供 経費	食事提供経費の補助額は、どのように算定されますか。（算定例を教えてください。）	食事提供経費の補助額は、1人1食あたりの実費から500円を差し引いた額と600円を比較し、少ない方の額に年間の実食数を掛けて算定します。 ※おやつ代を含みます。 ※補助額について利用者に自己負担を求めない場合に限り、補助対象となります。 【算定例】 1食あたりの実費：900円 $900円 - 500円 = 400円$ 400円 と 600円を比較 → 400円（補助単価） 年間実食数：1,000食 利用者負担額：500円/食 $\text{㊦ 補助額} = 400円 \times 1,000食 = 400,000円$
11	宿泊 経費	宿泊経費の補助額は、どのように算定されますか。（算定例を教えてください。）	宿泊経費の補助額は、1人1泊あたりの実費から2,000円を差し引いた額と3,000円を比較し、少ない方の額に年間の宿泊数を掛けて算定します。 ※補助額について利用者に自己負担を求めない場合に限り、補助対象となります。 【算定例】 1泊あたりの実費：5,500円 $5,500円 - 2,000円 = 3,500円$ 3,500円 と 3,000円を比較 → 3,000円（補助単価） 年間宿泊数：200泊 利用者負担額：2,500円/泊 $\text{㊦ 補助額} = 3,000円 \times 200泊 = 600,000円$